

盛岡市児童手当窓口業務用PC賃貸借契約 仕様書

1 賃貸借機器等

- (1) パーソナルコンピューター 4台
- (2) ソフトウェア 一式

※機器等の詳細は、別紙「機器等内訳書」のとおり

2 契約方法

- (1) 契約期間は令和8年5月1日から令和13年4月30日とする（長期継続契約）。
- (2) 賃貸借料金には、機器の設置及び「危機を正常な状態で作動させるための設定・保守に係る費用を含むものとする。

3 導入作業等

- (1) 納入場所については、盛岡市子ども未来部子ども青少年課（盛岡市保健所庁舎4階）とする。ただし、配備作業前に子ども青少年課に確認を行い、その指示に従うこととする。
- (2) 当該機器の納入は、搬入、設置、接続、通信確認等を含み、盛岡市として使用可能な状態をもってそれと認めるものとする。なお、OSの基本的な設定についてもこの契約に含まれるものとし、必要な情報については事前に子ども青少年課に確認を行い、その指示に従うこととする。
- (3) 当該機器のうち、デスクトップPCに係る設定作業等については、別紙「端末設定等」のとおりとする。
- (4) 別紙「機器等内訳書」に記載のソフトウェアについては、機器の納品時にインストール及び各種設定を行い、使用可能な状態にて納品すること。
- (5) 納入に際して、庁内ネットワークに接続して使用するために必要な設定（セキュリティ等）を情報企画課が実施するので、情報企画課と事前に協議の上作業すること。

4 保守

- (1) 当該機器の保守及び故障修理等に係る経費については、盛岡市の使用に問題があった場合を除き、交換部品等を含めて、すべてこの契約に含まれるものとする。
- (2) 故障修理等の対応については、盛岡市からの申し出に基づいて、速やかに技術員を派遣し、正常な状態に回復させることとする。また、回復に日数がかかる場合には、一時的に代替となる機器と交換するなど、使用者の業務に影響の出ないようにすること。
- (3) 保守等の作業に際しては、その都度作業報告書を提出して、子ども青少年課の職員の確認を受けることとする。

5 その他

- (1) 賃貸借期間終了後、機器の引き上げ（搬出・撤去）は受注者が行うこと。
- (2) 機器の引き上げ後、機器に格納されていたデータは、復元ソフトウェア等を用いても抽出できないよう物理的な手段を用いて完全に消去すること。
- (3) 契約締結日の属する年度の翌年度以降において、盛岡市の歳出予算におけるこの契約に係る予算額の減額又は削除があった場合、盛岡市はこの契約を変更又は解除することができるものとする。
- (4) 設置作業にあたっては、事前に工程表を作成のうえ、子ども青少年課と協議を行い、了解を得たうえで行うこと。

- (5) この仕様書に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議のうえ決定することとする。

6 支払方法

- (1) 支払方法は次のとおりとする。

ア 契約初年度（令和8年度）

	賃貸借料の支払い該当月	支払月数
第1回	5月～6月分	2か月
第2回	7月～9月分	3か月
第3回	10月～12月分	3か月
第4回	1月～3月分	3か月

イ 令和9～12年度

	賃貸借料の支払い該当月	支払月数
第1回	4月～6月分	3か月
第2回	7月～9月分	3か月
第3回	10月～12月分	3か月
第4回	1月～3月分	3か月

ウ 契約最終年度（令和13年度）

	賃貸借料の支払い該当月	支払月数
第1回	4月分	1か月

- (2) 賃貸借料金には、機器の設置、撤去、操作指導及び機器を正常な状態で作動させるための保守に係る費用を含むものとする。